

④ 現に生活保護を受けた世帯数

世帯の労働力類型	総数					
	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
総数	9,647,914	4,440,586	821,525	978,226	2,664,422	743,155
世帯主が働いている世帯	908,708	146,521	385,268	67,537	84,092	225,290
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	234,828	23,695	14,711	33,525	111,200	51,697
働いている者のいない世帯	8,504,378	4,270,370	421,546	877,164	2,469,130	466,168

(内訳)

世帯の労働力類型	単身者世帯					
	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
総数	7,088,135	3,904,143	-	787,388	2,063,861	332,743
世帯主が働いている世帯	348,041	125,764	-	57,897	62,380	102,000
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	-	-	-	-	-	-
働いている者のいない世帯	6,740,088	3,778,379	-	729,491	2,001,475	230,743
世帯の労働力類型	2人以上の世帯					
	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
総数	2,559,779	536,443	821,525	190,838	600,561	410,412
世帯主が働いている世帯	560,667	20,757	385,268	9,640	21,712	123,290
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	234,822	23,695	14,711	33,525	111,194	51,697
働いている者のいない世帯	1,764,290	491,991	421,546	147,673	467,655	235,425

(出所)厚生労働省大臣官房統計情報部編「平成13年度社会福祉業務報告(福祉行政報告例)」をもとに作成

Ⅱ 一般的な経済的数値

① 就業形態別現金給与額(年間)

現金給与総額	一般労働者	パートタイム労働者
	4,965,024円	1,118,808円

(注1)事業所規模30人以上を集計したもの

(注2)調査結果は月間給与額のため、12倍して年間給与額とした

(出所)厚生労働省「平成14年毎月勤労統計調査結果書確報」をもとに作成

② 資産・財産状況

【参考】貯蓄の種類別現在高

貯蓄現在高	勤労者世帯	全世帯
	1355.8万円	1781.2万円

(注)貯蓄現在高は、金融機関における預貯金、生命保険、有価証券及び金融機関外のものを含む

(出所)総務省統計局「平成12年度貯蓄動向調査報告」をもとに作成

③ 1世帯あたりの平均所得金額

全世帯の1世帯あたり 平均所得金額	平成11年	平成12年	平成13年
	626.0万円	616.9万円	602.0万円

(出所)厚生労働省ホームページ「平成14年国民生活基礎調査の概況」をもとに作成

手当、年金の最大・最小額推計(算式)

(単位:円)

	基本額
特別障害者手当	322,320
福祉手当 (経過措置分)	175,320
自治体による手当	不明

...	最大額
...	最小額

	基本額	加算	合計
老齢基礎年金	502,600	-	-
振替加算	804,200	231,400	1,035,600
	= 804,200 * 300 / 480		

1級		基本額	加算					合計
年額	子なし	-	-	-	-	-	1,005,300	
	第1子	231,400	-	-	-	-	1,236,700	
	第2子	231,400	231,400	-	-	-	1,468,100	
	第3子	231,400	231,400	77,100	-	-	1,545,200	
	第4子	231,400	231,400	77,100	77,100	-	1,622,300	
	第5子	231,400	231,400	77,100	77,100	77,100	1,699,400	
2級	基本額	加算					合計	
年額	子なし	-	-	-	-	-	804,200	
	第1子	231,400	-	-	-	-	1,035,600	
	第2子	231,400	231,400	-	-	-	1,267,000	
	第3子	231,400	231,400	77,100	-	-	1,344,100	
	第4子	231,400	231,400	77,100	77,100	-	1,421,200	
	第5子	231,400	231,400	77,100	77,100	77,100	1,498,300	

障害基礎年金

妻		基本額	加算					合計
年額	第1子	231,400	-	-	-	-	1,035,600	
	第2子	231,400	231,400	-	-	-	1,267,000	
	第3子	231,400	231,400	77,100	-	-	1,344,100	
	第4子	231,400	231,400	77,100	77,100	-	1,421,200	
	第5子	231,400	231,400	77,100	77,100	77,100	1,498,300	
	子	基本額	加算					合計
年額	-	-	-	-	-	-	804,200	
	2人目	231,400	-	-	-	-	1,035,600	
	3人目	231,400	77,100	-	-	-	1,112,700	
	4人目	231,400	77,100	77,100	-	-	1,189,800	
	5人目	231,400	231,400	77,100	77,100	77,100	1,266,900	

遺族基礎年金

基本額		加算				合計
最大	一人身	-	-	-	-	2,120,400
年額	妻・子なし	402100 = 231400 + 170700	-	-	-	2,522,500
	第1子	231,400	-	-	-	2,753,900
	第2子	231,400	-	-	-	2,985,300
	第3子	231,400	77,100	-	-	3,062,400
	第4子	231,400	77,100	-	-	3,139,500
第5子	231,400	77,100	-	-	3,216,600	
最小	一人身	-	-	-	-	209,475
年額	妻・子なし	402,100	-	-	-	611,575
	第1子	231,400	-	-	-	842,975
	第2子	231,400	-	-	-	1,074,375
	第3子	231,400	77,100	-	-	1,151,475
	第4子	231,400	77,100	-	-	1,228,575
第5子	231,400	77,100	-	-	1,305,675	
合計		合計				合計

老齢厚生年金

年額		基本額	加給年金額	合計	障害基礎年金	合計
1級	最大(想定)	$2,650,500 - 620000 * 7.125 / 1000 * 40 * 12 * 1 = 125,100$	231,400	2,881,900	1,699,400	4,581,300
	最小(想定)	$261,800 - 98000 * 7.125 / 1000 * 300 * 1 * 125 / 100 = 125,100$	-	261,800	1,005,300	1,267,100
2級	最大(想定)	$2,120,400 - 620000 * 7.125 / 1000 * 40 * 12 * 1 = 209,500$	231,400	2,351,800	1,498,300	3,850,100
	最小(想定)	$209,500 - 98000 * 7.125 / 1000 * 300 * 1 = 125,100$	-	261,800	804,200	1,066,000
3級	最大(想定)	$2,120,400 - 620000 * 7.125 / 1000 * 40 * 12 * 1 = 603,200$	-	2,120,400	-	2,120,400
	最低保障	603,200	-	603,200	-	603,200
障害手当金	最大(想定)	$5,301,000 - 620000 * 7.125 / 1000 * 40 * 12 * 1 = 2$	-	5,301,000	-	5,301,000
	最低保障	1,206,400	-	1,206,400	-	1,206,400

※障害共済年金もほぼ同内容

年額	基本額	寡婦加算	遺族基礎年金	老齢基礎年金	合計
子のない妻	最大(想定) $=620000 \times 7.125 / 1000 \times 40 \times 12 \times 1/3/4$ 1,590,300	-	-	-	1,590,300
	最小(想定) $=980000 \times 7.125 / 1000 \times 300 \times 1 \times 3/4$ 157,100	-	-	-	157,100
子のあ る妻又 は子	最大(想定) $=620000 \times 7.125 / 1000 \times 40 \times 12 \times 1/3/4$ 1,590,300	-	1,498,300	-	3,088,600
	最小(想定) $=980000 \times 7.125 / 1000 \times 300 \times 1 \times 3/4$ 157,100	-	804,200	-	961,300
40~65 歳未満 の妻	最大(想定) $=620000 \times 7.125 / 1000 \times 40 \times 12 \times 1/3/4$ 1,590,300	603,200	-	-	2,193,500
	最小(想定) $=980000 \times 7.125 / 1000 \times 300 \times 1 \times 3/4$ 157,100	603,200	-	-	760,300
65歳以 上の妻	最大(想定): 老齢厚生 2,202,500	-	-	804,200	3,006,700
	最小(想定): 老齢厚生 209,475	-	-	804,200	1,013,675

年額	最少額	最大額
障害基礎年金	804,200	1,699,400
障害厚生年金	603,200	4,581,300
遺族基礎年金	804,200	1,498,300
遺族厚生年金	157,100	3,088,600
老齢基礎年金	502,600	1,035,600
老齢厚生年金	209,500	3,216,600

(参考)

「社会保障の手引き(平成15年1月改訂)」

中央法規出版、2003年

まとめ

障害基礎年金の概要

障害基礎年金 [根拠 国民年金法 (昭和 34 年 4 月 16 日法律第 141 号)]

(1) 支給要件 (法第 30 条、昭和 60 年改正法附則第 20 条)

被保険者であるときに初診日のある傷病により、その初診日から 1 年 6 ヶ月を経過した日 (その日までに症状が固定したときはその固定した日。障害認定日という。) に一定の障害の状態 (1 級又は 2 級) に該当し、かつ、一定の保険料納付要件を満たしているときに支給する。

ア 保険料納付要件

初診日の前日に保険料納付済期間 (保険料免除期間を含む。) が加入期間の 3 分の 2 以上あること。

なお、平成 18 年 4 月 1 日前に初診日のある傷病による障害については、この要件は満たされないが初診日前の 1 年間のうちに保険料未納期間がない場合も対象となる。(昭和 60 年改正法附則第 20 条第 1 項)

イ 事後重症 (法第 30 条の 2)

障害認定日に 1 級又は 2 級の障害の状態に該当しない場合でも、その傷病が重くなって 65 歳までに 1 級又は 2 級の障害の状態に該当したときも対象とする。

ウ 20 歳前に初診日のある障害については、保険料納付要件に係わりなく 20 歳から支給する。(法第 30 条の 4)

エ 複数の障害を併合することにより初めて 1 級又は 2 級の障害の状態に該当したときは、併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。(法第 20 条の 3)

オ 障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じた時は、前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。(法第 30 条の 3)

カ 障害基礎年金の受給権者に新たに、障害等級に該当しない程度の障害 (その他障害) が発生し、その障害を併合した障害の程度が従前の障害の程度により増進するときは、当該障害年金の額の改定ができる。(法第 34 条)

(2) 年金額

年金額は定額であるが、受給権者によって生計を維持されている 18 歳に達した日の属する年度末までの間にある子 (1 級又は 2 級の障害の状態にある子の場合は 20 歳未満) がいるときは、これに子の加算額を加算する。

年金額 1 級 1,005,300 円
2 級 804,200 円

子の加算額、子の2人まで 各 231,400円 3人目以降 各 77,100円。

ただし、20歳前の障害により支給する障害基礎年金は、他の公的年金受給又は本人の所得による支給制限がある。(後述参照)

(3) 受給権の消滅

ア 新たに支給すべき事由が生じたとき

イ 死亡したとき

ウ 障害の程度が厚生年金保険の3級障害に該当することなく65歳に達したとき
(3級に該当しなくなってから3年を経過していないときは、3年を経過したとき)

○ 年金額の物価スライド (法第16条の2)

年金たる給付(付加年金を除く。)は、その実質的価値を維持するため、全国消費者物価指数に応じて年金額を改定する完全自動物価スライド制が採用されている。

○ 年金の支払期月 (法第18条)

年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期にそれぞれ前月分まで支給される。

○ 給付の支給停止等

1. 年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、生計を同じくしていたその配偶者などがそれについて請求することができる。(未支給年金、法第19条)
2. 基礎年金と同一の支給事由による被用者年金各法の給付とを一体の「一年金」とみなして、老齢と障害という支給事由の異なる年金給付の受給権を2以上有する者には、原則として選択によりそのうち1つを支給し他は支給を停止する。(法第20条)
3. 20歳前の障害による障害基礎年金の支給制限

(1) 受給権者が公的年金給付を受けられる場合には障害基礎年金は支給停止とする。ただし、当該年金給付が戦争公務に基づく増加恩給、公務扶助料などであるとき、かつ、それを受けている者が大尉以下の旧軍人又はその遺族等であるときは、全額支給する。また、受けている公的年金給付の額が71万2千円未満であるときは、71万2千円とその公的年金給付の額との差額(障害基礎年金の額が限度)を支給する。(法第36条の2)

(2) 前年の所得が、次の限度額を超えるときは8月分から1年間全部又は2分の1に相当する部分の支給を停止する。(法第36条の3)

(注) 1. 対象となる所得は地方税法による所得であり、市町村で確認できる

2. 所得は、収入額から必要経費(給与所得の場合は給与所得控除)を控除した後の額である。

◇20歳前の障害による障害基礎年金受給者本人の所得による支給制限限度額（一部停止）

扶養親族等の数	限度額
0人	3,604,000円（14年度）
1人以上	3,604,000円に当該扶養親族当1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人扶養親族対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人に就き（480,000円）を加算した額。

◇20歳前の障害による障害基礎年金受給者本人の所得による支給制限限度額（全部停止）

扶養親族等の数	限度額
0人	4,621,000円（14年度）
1人以上	3,604,000円に当該扶養親族当1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人扶養親族対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人に就き（480,000円）を加算した額。

4. 交通事故等第三者の行為によって障害を受け若しくは死亡した場合で、それについて損害賠償を受けたときは、当該損害賠償額のうち生活補償相当額を年金を調整しその支給を停止する（2年以内）。（法第22条）
 （注） 損害賠償のうち医療費、葬祭費及び慰謝料は調整の対象としない。
 なお、損害賠償額の全部が慰謝料である場合など内容が判明しないときは、一定の方式により生活補償費相当額を算出する。
5. 業務上の災害による傷病、死亡で労働基準法の規定による補償を受けることができるときは、障害基礎年金又は遺族基礎年金の支給を6年間停止する。（法第36条、第41条9）
6. 故意による自己障害については、障害基礎年金を支給しない。（法第69号）
7. 傷病、死亡が、故意の犯罪、重大な過失又は正当な理由なく療養指導に従わないことを原因とする場合には、給付の全部又は一部の支給を停止することがある。（法第70条）
8. 被保険者等を故意に死亡させた者には、その死亡に伴う給付は行わない。（法第71条）
9. 障害などによる年金給付を受けていると、児童扶養手当法（法第4条）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（法第3条、第17条）による給付は受けられない。
10. 同一の支給事由による年金給付（20歳前の障害による障害基礎年金を除く。）を受ける者については、労働者災害補償保険法による障害補償給付又は遺族補償給付が減額される。（労災法別表第1）

障害等級表

障害の程度		障害の状態
1級	1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢の全ての指を欠くもの
	5	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃく機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	1上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	1上肢のすべての指を欠くもの
	10	1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	1下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	1下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

国民年金手続

届出などを必要とする場合	届出などの名前	提出期限
第1号（第3号）被保険者になったとき	被保険者資格取得・種別変更（第3号被保険者該当）届	資格を得てから14日以内
任意で国民年金に加入しようとするとき	任意加入被保険者資格取得申出書	そのつど
被保険者の資格がなくなったとき	被保険者資格喪失届	資格がなくなってから14日以内
第1号被保険者が任意脱退を希望するとき	被保険者任意脱退承認申請書	そのつど
任意加入の被保険者が脱退するとき	被保険者資格喪失申出書	そのつど
生活保護を受けていたりして保険料が免除になるとき	保険料免除理由該当届	生活保護等を受けるようになってから14日以内
生活保護を受けなくなったりして保険料が免除にならなくなるとき	保険料免除理由消滅届	生活保護を受けなくなってから14日以内
保険料を納付できない事情があり、免除を希望するとき	保険料納付免除申請書	そのつど
氏名や住所がかわったとき	氏名変更届 住所変更届	そのときから14日以内
年金手帳を破ったり汚したり、又は紛失した時	国民年金手帳再交付申請書	すみやかに
老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金又は寡婦年金を受けようとするとき	老齢基礎年金裁定請求書 障害基礎年金裁定請求書 遺族基礎年金裁定請求書 寡婦年金裁定請求書	年金を受ける権利を得てから5年以内
死亡一時金を受けようとするとき	死亡一時金裁定請求書	被保険者が死亡してから2年以内
受給者の氏名がかわったとき	年金受給権者氏名変更届	14日以内
住所をかえたとき、支払を希望する金融機関・郵便局を変更するとき	年金受給権者住所・支払機関変更届	そのつど
毎年、引き続いて年金を受けようとするとき	年金受給権者現況届	社会保険庁裁定分の老齢基礎などは毎年誕生月の末日、その他は毎年4月30日まで
年金証書をなくしたり、よごしたり破ったりしたとき	国民年金証書再交付申請書	そのつど
年金を受ける権利を失ったとき	国民年金失権届	すみやかに
年金を受けていた人が死亡したとき	国民年金受給権者死亡届	10日以内
2つ以上の年金を受ける権利を得たとき	国民年金受給選択申出書	すみやかに
年金額がかわるとき	国民年金額改定請求書	すみやかに
年金受給権者が死亡前に受けられるはずの未支給年金を遺族が請求するとき	未支給年金支給請求書	5年以内

（出典）「社会保障の手引き（平成15年1月改訂）－施策の概要と基礎資料－」中央法規、2003年より引用

所得等の面からみた障害者の生活実態に関する調査票

《記入上のお願ひ》

- ① 本調査の結果は、統計的に処理を行ったものだけを公表し、個々の回答については、秘密を厳守いたします。
- ② 点字で回答される方は、「点字用回答用紙」にご記入ください。
- ③ 特に指定のない限り、平成15年1月15日現在の状況でお答えください。
- ④ 大変恐縮ですが平成15年2月15日（土曜日）までに、同封の返信用封筒にてご返送ください。

[お問い合わせ先]

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町7-1 上智大学大学院文学研究科

名前： 橋本 一三郎

TEL 03-3238-3675

FAX 03-3238-3675

① この調査にお答えいただいている方におたずねします。

できるだけ障害をお持ちの方ご本人がご記入ください。
ご本人の回答が難しい場合には、ご家族の方や同居されている方など代理の方にお願いたします。

問1 この調査をご記入される方はどなたですか。
あてはまるもの1つ○を付けてください。

- 1 障害をお持ちの方ご本人
- 2 親
- 3 配偶者の親
- 4 配偶者
- 5 子 (成人)
- 6 子 (未成年)
- 7 兄弟・姉妹または兄弟・姉妹の家族
- 8 友人
- 9 その他 (具体的に:)

② 障害をお持ちの方についておたずねします。

問2 性別を教えてください。
どちらかに○を付けてください。 2 女
1 男

問3 年齢を教えてください。
お書きください。 歳 (平成15年1月15日現在)

問4

現在どなたかと一緒にお住まいですか。
あてはまるものすべてに○を付けてください。

- 1 配偶者
- 2 親
- 3 配偶者の親
- 4 子 (成人)
- 5 子 (未成年)
- 6 兄弟・姉妹または兄弟・姉妹の家族
- 7 友人
- 8 その他 (具体的に:)
- 9 同居していない (ひとり暮らし)

問5

障害が発症した時期はいつ頃ですか。
お書きください。

昭和・平成 年頃
(○を付けてください。)

問6

現在、障害者手帳を持っていますか。
どちらかに○を付けてください。

- 1 持っている
- 2 持っていない

問7 障害者手帳を取得した年月日はいつですか。

お書きください

昭和・平成 年 月 日

(○を付けてください。)

問8

障害の種類を教えてください。
あてはまるものすべてに○を付けてください。

- 1 視覚障害
- 2 聴覚または平衡機能の障害
- 3 音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害
- 4 肢体不自由
- 5 内部機能障害（心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）

問9

現在の障害者手帳の等級を教えてください。
あてはまるものに○を付けてください。

- 1 1級
- 2 2級
- 3 3級
- 4 4級
- 5 5級
- 6 6級

問10

現在の健康状態について教えてください。
あてはまるもの1つに○を付けてください。

- 1 健康
- 2 普通
- 3 弱い
- 4 病気がかかっており、具合が悪い

問11

現在どんな情報を必要としていますか。
あてはまるものすべてに○を付けてください。

- 1 福祉サービス
- 2 医療
- 3 年金
- 4 住まい
- 5 就業
- 6 NPO活動、ボランティア活動、地域活動
- 7 健康づくり
- 8 趣味・娯楽
- 9 相続、資産運用、税金
- 10 その他（具体的に：　　）
- 11 特にない

問12

それらの情報をふだんはどこから得ていますか。
あてはまるものすべてに○を付けてください。

- 1 家族
- 2 友人、隣人
- 3 テレビ（手話放送・字幕放送なども含む）
- 4 ラジオ
- 5 インターネット、パソコン通信
- 6 新聞
- 7 雑誌、書籍（録音・点字図書なども含む）
- 8 自治体の広報紙
- 9 社会福祉協議会や他の福祉活動団体の広報紙
- 10 図書館
- 11 公的施設（公民館等）
- 12 保健福祉サービスの提供者
- 13 その他（具体的に：　　）
- 14 特になくとも得ていない

問13

現在、どんな不安や悩みがありますか。
あてはまるものすべてに○を付けてください。

- 1 世話をしてくれる人がいない
- 2 親しい友人がいない
- 3 近所の人たちとの交流がない
- 4 自分が病気になること
- 5 家族が病気になること
- 6 働く場がないこと
- 7 財産管理や相続のこと
- 8 家計が苦しい
- 9 年金のこと (具体的に：)
- 10 その他 (具体的に：)

問14

不安や悩みができたとき、誰に相談していただけますか。
あてはまるものすべてに○を付けてください。

- 1 世帯を同じくする家族・親族
- 2 世帯の異なる親族など
- 3 友人、隣人
- 4 行政機関の窓口
- 5 専門家 (弁護士、税理士、医師など)
- 6 保健福祉サービスの提供者
- 7 その他 (具体的に：)
- 8 相談相手はいない

問19

現在のお住まいは住みやすいですか。
あてはまるもの1つに○を付けてください。

- 1 住みやすい
 - 2 まあ住みやすい
 - 3 普通
 - 4 問題がある
- (具体的に)

④ 世帯の家計についておたずねします。

問20

世帯の生計中心者はどなたですか。
あてはまるもの1つに○を付けてください。

- 1 障害をお持ちの方ご本人
- 2 障害をお持ちの方の親
- 3 配偶者
- 4 配偶者の親
- 5 子
- 6 兄弟・姉妹または兄弟・姉妹の家族
- 7 友人
- 8 その他 (具体的に)

問21

「障害をお持ちの方ご本人」に○を付けた方におたずねします。
あなたの就業状況について教えてください。
あてはまるもの1つに○を付けてください。

- 1 常用雇用者 → (年収 万円)
- 2 自営業者 → (年収 万円)
- 3 会社役員等 → (年収 万円)
- 4 パート → (年収 万円)
- 5 臨時・日雇い → (年収 万円)
- 6 内職・在宅ワーク → (年収 万円)
- 7 通所授産施設・作業所 (福祉関係) → (年収 万円)
- 8 その他 ()
- 9 働いていない

次頁へ

問22 「2～8」に○を付けた方におたずねします。
 その方（世帯の生計中心者の方）の就業状況について教えてください。
 あてはまるもの1つに○を付けてください。

- | | | | | |
|---|-------------|---|-----|-----|
| 1 | 常用雇用者 | → | (年収 | 万円) |
| 2 | 自営業者(雇用人あり) | → | (年収 | 万円) |
| 3 | 自営業者(雇用人なし) | → | (年収 | 万円) |
| 4 | 会社役員等 | → | (年収 | 万円) |
| 5 | パート | → | (年収 | 万円) |
| 6 | 臨時・日雇い | → | (年収 | 万円) |
| 7 | 内職・在宅ワーク | → | (年収 | 万円) |
| 8 | その他 () | → | (年収 | 万円) |
| 9 | 働いていない | | | |

問23 あなたの月々の暮らしはどのように経済的に維持されていますか。
 あてはまるものすべてに○を付けてください。

- 1 自立した生計で暮らしを維持できる
- 2 家族等のサポートにより維持している
- 3 生活保護を受給している
- 4 その他 ()

問24 前の問23で2に○を付けた方に、おたずねします。
 将来、サポートする家族等がなくなつた場合、
 その後の生活の経済的基盤について、どのようにお考えですか。

- 1 自分の貯蓄や年金で生活を維持する
- 2 就業して自立したい
- 3 友人・知人に支えてもらう
- 4 生活保護を受ける
- 5 その他 (具体的に)